

大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会 委員発言整理表 (第3回)

資料2

No.	資料	発言内容	対応	対応部局
1	資料4	序章P0-2について、基本理念のほかに、大田区らしさが表れたサブタイトルがあると良い。	次回の協議会までに、サブタイトルの候補を検討する。	都市計画課
2	資料4	序章P0-4の表0-4-1委員の任期が「R7.5～」となっているが、正しくは「R7.4～」ではないか。	今年度の1回目の協議会が5月に開催されたことから、「R7.5～」という表記としている。委員としての就任年月を記載しているということが分かるように修正する。	都市計画課
3	当日資料2	第1章P1-34の表1-3-1池上宗仲の父は「池上左衛門大夫」と記載される場合もあるなかで、「池上某」という記載は適切か。	「康光」に修正する。	都市計画課
4	当日資料2	第1章P1-35,36の表1-3-1日蓮宗の僧を「日昭」「日朗」「日興」「日向」「日持」「日頂」の順に記載し直してほしい。	ご指摘のとおり修正する。	都市計画課
5	当日資料2	第1章P1-34～の表1-3-1の大田区に関する主な人物は「川端龍子」等ほかにも多くいるが、さらなる記載は検討しないのか。	大田区と関係がある方を全て網羅することは難しいことから、国のマニュアルに則り、第2章の歴史的風致に関係する人物など、条件に合致する方のみを記載している。掲載する人物の要件についての説明を追加する。	都市計画課
6	資料4 当日資料2	「0-1.計画の背景と目的」には大森貝塚の内容がないにもかかわらず、「1-3.(1)歴史」には大森貝塚の内容がある。整合を図ってほしい。	「0-1.計画の背景と目的」に大森貝塚の内容を追記する。	都市計画課
7	当日資料4	小風致という名称は定義があって使用しているものか。	「02.四季を彩る歴史文化に伝統文化にみる歴史的風致」は、構成する要素として8つの伝統文化があり、これらを国でも小風致と呼んでいる。	都市計画課
8	当日資料5	第2章P2-2-1の「禰宜の舞」の「禰宜」について注釈がほしい。	注釈とルビを追記する。	都市計画課
9	当日資料5	第2章P2-2-28の図2-2-51を、六士講の半纏を着た六士講の人々の様子を写した写真に差し替えをお願いしたい。	写真を差し替える。	都市計画課
10	当日資料5	第2章P2-2-29の義民六人衆の活動は、立場によって見方が異なるため、良し悪しの二面性があるといった説明や木原家の説明があると良い。	第2章 P2-2-25のとおり、追記する。	都市計画課

11	当日資料 5	第2章P2-2-29の義民六人衆の活動について、木原家としては飢饉があっても、江戸に年貢を納めなければならなかった背景がある。本門寺の五重塔を建てたのが木原一族であることから、配慮があると良い。	第2章 P2-2-25のとおり、追記する。	都市計画課
12	当日資料 5	第2章P2-3-1の歴史的風致の名称について、「黒湯を用いた銭湯文化にみる歴史的風致」を「天然鉱泉を用いた入浴文化にみる歴史的風致」に変更した理由を教えてください。銭湯と天然鉱泉は異なる。黒湯と入浴を使い分けて使用してはどうか。	当初、黒湯を用いた銭湯文化以前の区内での入浴文化というものも大田区内の歴史として取り上げることを検討していたことから、銭湯ではなく、入浴文化と記載した。しかしながら、協議を進めるなかで、銭湯の歴史として黒湯の使用に関係なく、国内の銭湯から歴史をたどることができるようになってきたため、今後名称を絞っていくことを検討したい。 天然鉱泉を用いた入浴文化にみる歴史的風致を作成するにあたって、大田浴場連合会も懸念を示されていたが、引き続き調整を進め、パブリックコメントまでにはより良い内容に更新する。	都市計画課
13	当日資料 5	第2章P2-3-1以降の銭湯文化について、大田区の銭湯文化が広まった背景として以下のような記載がほしい。大田区に多くの町工場が立地し始めた当時、労働者向けの共同住宅には浴室が備えられていないことが一般的であり、町工場に勤務する人々は日常生活の一部として銭湯を欠かせないものとして利用していた。	第2章 P2-3-1のとおり追記する。	都市計画課
14	当日資料 5	第2章P2-4-6の「表2-7-1洗足池風致協会の主な活動」とあるが、「洗足風致協会の主な活動」に修正してほしい。	ご指摘のとおり修正する。	都市計画課
15	当日資料 5	第2章P2-4-6表2-7-1の「洗足池ポート場の運営」は昭和39年ではなく、昭和2年開始の誤りではないか。	記載のある昭和39年は、ポート場の運営が洗足風致協会に委託された時期であり、昭和2年は東急電鉄がポート場の運営を始めた時期である。表を見た際に誤解を招く表現であるため、わかりやすく修正する。	都市計画課
16	当日資料 5	第2章P2-5-1以降の大森貝塚について、区境に関係なく、品川区の貝塚公園などについても言及してほしい。	第2章 P2-5-7のとおり追記する。	都市計画課
17	当日資料 5	第2章P2-6-1以降について、海苔の販売に関する内容に加えて、海苔取りから生産にかけての詳細も記載してほしい。	コラムなどで記載できるよう調整する。	都市計画課
18	当日資料 5	第2章P2-6-1以降について、ノリヒビにあたって、中央防波堤の領土争いがあったことを記載してほしい。	昭和30年代に大田区が海苔養殖を行っていた範囲がわかる写真を、P2-6-1以降に掲載する。	都市計画課

19	当日資料 5	第2章P2-7-1の表2-7-1について、解像度を上げて見やすくしてほしい。	表の修正を行う。	都市計画課
20	当日資料 5	第2章P2-7-1以降の馬込文士村について、村岡花子氏をはじめとした文士の住んだまちとして現在も受け継がれていることを記載してほしい。	築50年以上の建造物や活動がない文士については、コラムでの掲載を検討する。	都市計画課
21	資料 7	歴まち計画の推進により、生物多様性やウェルビーイングの実現を目指すといった内容を記載してはどうか。	序章に記載予定の「基本理念」に追記する。	都市計画課
22	当日資料 6	第4章P4-5の図4-2-2の重点区域(池上・洗足池区域)のうち、池上本門寺東側の境界線は何を基準として設定したのか。覺應山長勝寺や慈性山安立院、蓮華山東之院などは、池上本門寺東側の境界線を東へわずかに移動すれば重点区域内となる。覺應山長勝寺は、中央六丁目に位置するものの、現在でも池上特別出張所管内であるため、重点区域(池上・洗足池区域)に含めてほしい。	覺應山長勝寺や慈性山安立院、蓮華山東之院は重要な寺院であり、歴史的風致の範囲にも含まれるが、重点区域に設定するためには、歴まち法第2条に定められた「歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域」という要件を満たす必要がある。 当該寺院が本門寺と一体となった整備が必要であることや具体的な取組を示すことが求められるため、国との協議の結果、現時点では重点区域への追加を見送ることとした。	都市計画課
23	資料10	第6章P6-2の(5)-01「AR」についても注釈があるとよい。	注釈を追記する。	都市計画課
24	資料10	まちづくりへのDXの導入が推進されるなか、歴史的風致のゾーンなどのデータベース化やシステム化を進めてはどうか。	歴史的風致等のエリアのデータベース化については、国の補助金の活用なども視野に入れて検討を行う。	都市計画課
25	資料10	大田区の文化財は国分寺崖線に沿って多く存在しており、がけ崩れなどにより文化財の損壊が危惧されるため、文化財保護の観点から、がけ崩れ発生防止に資する整備に予算を配置できるよう強調した文章を記載してはどうか。	第6章には、主に第4章で定める重点区域内で実施する事業のうち、第2章に記載のある歴史的風致の維持向上と関連があり、かつ本計画の期間中に確実に実施される事業を記載するよう国の策定マニュアルで定められている。現時点で、文化財保護のためのがけ崩れの発生防止に資する具体的な事業がないため、第6章への記載は難しいが、第5章において文化財の防災に関する方針を記載する。	都市計画課 教育委員会

26-		パブリックコメントで区民に特に見てほしい部分は、第2章であることを記載したほうが良い。	パブリックコメントでは特定の章を見てもらうよう誘導することはできないが、本編の他に概要版などを作成するなど、区民が理解しやすい形で実施予定である。	都市計画課
27-		文化財保存活用地域計画との連携を考えた方が良い。	関連部局と協議する。	都市計画課 教育委員会